第四十九条　［略］

2　前項の「資金提供義務に基づく所要貸出額」とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一　農林中央金庫又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に、中央銀行等又は金融機関等との間の契約に基づき当該中央銀行等又は当該金融機関等に対して貸し付ける義務を負う金銭の額（前各節に定めるものを除く。）の合計額

二　農林中央金庫又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に、中央銀行等又は金融機関等以外の者との間の契約に基づき当該者に対して貸し付ける義務を負う金銭の額（前各節に定めるものを除く。）の合計額から、当該者からの第六十六条第二項に規定する貸付金等回収額の合計額に五十パーセントを乗じて得た額を減じた額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

（その他契約に基づく資金流入額）

第七十五条　［略］

2　［略］

3　前項の規定にかかわらず、農林中央金庫又は連結子法人等は、次に掲げるものをその他契約に基づく主要な資金流入項目に含めないものとする。

一　［略］

二　コルレス銀行業務を提供する取引相手方に対する預け金（業務に必要となる金額を超えて預け入れており、流動性ストレス時において引き出される蓋然性が極めて高いと農林中央金庫又は連結子法人等が推定可能な部分の額を除く。）

三　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第四十九条　［同上］

2　［同上］

一　農林中央金庫又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に、金融機関等との間の契約に基づき当該金融機関等に対して貸し付ける義務を負う金銭の額（前各節に定めるものを除く。）の合計額

二　農林中央金庫又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に、金融機関等以外の者との間の契約に基づき当該者に対して貸し付ける義務を負う金銭の額（前各節に定めるものを除く。）の合計額から、当該者からの第六十六条第二項に規定する貸付金等回収額の合計額に五十パーセントを乗じて得た額を減じた額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

（その他契約に基づく資金流入額）

第七十五条　［同上］

2　［同上］

3　［同上］

一　［同上］

［号を加える。］

二　［同上］

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成三十一年三月三十一日（次条において「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

第二条　農林中央金庫は、流動性に係る健全性を判断するための基準となる比率を算出しようとするときは、平成三十年三月三十一日から適用日の前日までの間においても、この告示による改正後の農林中央金庫法第五十六条の規定に基づき、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準の規定の例によることができる。

○国土交通省告示第三百八十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年十二月十三日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成三十年三月七日　　国土交通大臣　石井　啓一

特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2823 －酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－２ＧＲＦＫＳ４	トヨタ　ＤＢＡ－ＧＧＨ３０Ｗ、トヨタ　ＤＢＡ－ＧＧＨ３５Ｗ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第三百八十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成三十年一月十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成三十年三月七日　　国土交通大臣　石井　啓一

特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＧＳ－2171 －酸化炭素等発散防止装置　ＤＥＵＴＺ　ＴＣＤ３.６Ｌ４ＦＴ－Ｍ	吸入負圧：6.0KPa　排気圧力：22.0KPa	DEUTZ AG Otto strasse 1, 51149 Cologne (Porz-Eil), Germany
㊞ＧＳ－2172 －酸化炭素等発散防止装置　ＤＥＵＴＺ　ＴＣＤ３.６Ｌ４ＦＴ－Ｎ	〃	〃
㊞ＧＳ－2173 －酸化炭素等発散防止装置　ＤＥＵＴＺ　ＴＣＤ４.１Ｌ４ＦＴ	吸入負圧：6.0KPa　排気圧力：23.5KPa	〃

○国土交通省告示第三百八十四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成三十年三月七日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2488	－酸化炭素等発散防止装置　ＤＢＡ－２ＡＺＦＥ13	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第三百八十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成三十年三月七日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－1972	－酸化炭素等発散防止装置　ＤＢＡＬ15Ａ21	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号